

江田島市監査委員公表第4号

令和6年度財政援助団体等に対する監査（令和7年3月25日報告）の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和7年12月15日

江田島市監査委員 三浦 和英

江田島市監査委員 平川 博之

財政援助団体等に対する監査の結果に基づく措置状況

| 監査結果に基づく措置の通知者 | 江田島市長 土手 三生 | |
|---|--|--|
| 通知を受けた日 | 令和7年11月20日（令和7年11月17日付け） | |
| 監査結果に関する報告 | 財政援助団体等に対する監査の結果について（報告） (令和7年3月25日付け江監第4号) | |
| 監査対象団体 | 江田島バス株式会社 | |
| 所管課 | 企画部企画振興課 | |
| 監査の結果（指摘事項） | 措置の内容 | |
| 1 生活交通路線維持費補助金 (所管課) 補助対象路線ごとに <u>経常収益と経常費用の差額</u> （赤字路線分）から広域生活交通路線確保維持費補助金交付額（市・県）を減じた額を補助すべきところ、令和4年度及び令和5年度ともに経常費用と経常収益の差額に特別利益を含めて補助していた。（補助の額は減る） 補助対象経費が、市の要綱と合致していないため、適正化を求める。 | <p>(内容)</p> <p>市バス運行対策費補助金交付要綱（以下「市要綱」といいます。）では、対象路線のいわゆる赤字部分を補填するため、乗合バス事業者に生活交通路線維持費補助金を交付することとしています。</p> <p>この補助金の交付対象額については、「経常費用と経常収益との差額から、広域生活交通路線確保維持費補助金として県及び市から交付された補助金交付額を減じた額」と規定しています。</p> <p>一方、令和4年度及び令和5年度には、コロナ禍における公共交通の維持・確保を目的に、国の新型コロナウイルス感染症対応交付金を活用した新たな市補助金を創設しました。これに伴い、生活交通路線維持費補助金の補助額を抑制するため、江田島バスと市の両者が同意した上で、新たな市補助金（江田島バスにとって特別利益）相当額を交付対象から除くこととしました。</p> <p>本来であれば、今回の監査で御指摘いただいたとおり、市要綱を改正した上で運用すべきところでしたが、今後、要綱に沿った適正な運用となるよう、令和7年10月21日付けで市要綱を改正しました。（※1）</p> | |
| 2 広域生活交通路線確保維持費補助金 (所管課) 令和4年度の広域生活交通路線確保維持費補助金については、交付申請書及び実績報告書ともに期限超過後に提出されている。 特例的な対応であったとしても、その都度要綱を改正するよう求める。 | <p>(内容)</p> <p>広域生活交通路線確保維持費補助金の交付申請期限を適時適切に設定するため、市要綱に定める提出期限を広島県バス運行対策費等補助金交付要綱と同様に「市長が別に定めた日まで」に改め、令和7年10月21日付けで施行しました。</p> <p>今後は乗合バス事業者に提出期限を通知し、適切に対応していきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | |

※1 生活交通路線維持費補助金の補足事項

令和7年10月21日に江田島市バス運行対策費補助金交付要綱を改正している。

改正の内容は、生活交通路線維持費補助金の補助対象経費の額について、「補助対象期間における生活交通路線の経常費用と経常収益との差額から、国・県・市等から交付された補助金等の交付額を減じた額とする。」とした改正で、令和7年度分の補助金から適用するとしている。